

フッ化物洗口事業について問う。

厚労省、歯科医師会はフッ化物洗口はむし歯予防効果が絶大とあるとして推奨し、霧島市は学校教育現場で集団的に実施する事業を試行している。

しかしながら、フッ化物洗口の効果に疑問がある、むしろ弊害があるとの論文も多数ある。厚労省のガイドラインで示された『本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。』との記載事項が完全に実施されているか疑わしいのではとの声もある。問題は全く無いのか、問題があるのではとの声が保護者に届く事を避けているようにも見える。

昨年 9 月議会からの継続質問になる。

- (1) 3 月議会でフッ化物洗口の効果の確認をすべきとの質問に保健福祉部長は効果の検証は、始良地区歯科医師会及び教育委員会等と十分に協議し具体的な方策に取り組むと答弁した。どのように取り組んでいるかを問う。

保健福祉部長：フッ化物洗口事業の効果の検証については、フッ化物洗口を実施した子ども、実施していない子ども別に、個人ごとに追跡調査の必要がある。その方法について始良地区歯科医師会や教育委員会等と協議しながら、検討している。

- (2) 平成 28 年度実施に向けて、フッ化物洗口について教職員への説明会を実施した学校名と実施校として選定された学校名、及び教職員への説明会、保護者への説明会の状況、希望調査結果、実施校として選定した理由を問う。

教育部長：平成 28 年度は、佐々木小学校をはじめ中津川、小野、宮内、国分北、安良及び横川小学校の 7 校の教職員及び保護者に対し説明会を実施する予定。

このうち、佐々木及び中津川の 2 校における教職員説明会は既に終了しており、今後、残る 5 校についても、学校や始良地区歯科医師会、薬剤師会等と連携し実施する。

保護者説明会は、教職員説明会を終えた学校を対象に、順次実施していく、当該説明会の終了後に実施希望調査を行う予定。

実施校の選定については、保健福祉部との協議により、「旧 1 市 6 町の学校をバランスよく実施する」「比較的規模の大きい学校も実施する」事を基本方針とし、当該基本方針の対象に当てはまる各小学校に対し、「平成 28 年度における説明会の開催及び事業の実施」についての事前調査を行い、それぞれの小学校の校長とも十分に協議した上で選定した。

- (3) 教職員への説明会の案内は実施日の何日くらい前に通知されているかを問う。

教育部長：教職員への説明会の案内は、開催日の約 2 週間前までには、学校長を通じて連絡している

- (4) 試行の対象であった高千穂小学校、川原小学校で 28 年度の説明会の実施状況、希望状況を問う。

教育部長：川原小学校では、新 1 年生の入学説明会及び P T A 総会で説明を終えた。高千穂小学校では、これから行われる学校保健委員会及び 1 年生の学級 P T A において、保護者に対し説明する予定である。

それぞれの小学校における本年度の実施希望人数については、高千穂小学校が 94 人中 74 人、川原小学校が 20 人中 17 人であり、それぞれ全体の 78.7%、85.0%の割合である。

- (5) 教育部長は 9 月議会で小学校において不同意の保護者に対して説得行為、理由の聴取を行わないと答弁した。幼稚園、保育園での説明会で希望しなかった保護者がその理由を聞かれているよう

だ。このような実態を承知しているか？

保健福祉部長：幼稚園・保育園におけるフッ化物洗口については、保護者に対してフッ化物洗口の説明を十分に行ったうえで、希望者のみ取り組む事としている。

一部の実施園でフッ化物洗口を希望しない園児に、その理由を尋ねたという話を聞いているが、今後このような事のないよう、注意喚起を行う。引き続き、フッ化物洗口に対する理解を得られるよう努める。

- (6) 市のフッ化物洗口の危機対応マニュアルに違和感・体調不良を訴えた児童生徒への対応手順が定められている。報告内容の記録、保管はどのように行われているか、高千穂小学校、川原小学校で違和感・体調不良を訴えた児童生徒の記録状況を問う。

教育部長：教育委員会では、フッ化物洗口事業の安全かつ円滑な実施に向けて「危機対応マニュアル」を作成しており、併せて、万が一の不測の事態に備えて、「フッ化物洗口事業における児童の事故報告票」を作成・配布するとともに、報告のあった内容は、教育委員会で把握し、保管する事としている。

昨年度、フッ化物洗口を実施した高千穂、川原小の両校からは、体調不良等による報告は無い。

質問席でのQ&A

Q：フッ化物洗口の効果検証についてはっきりした答弁を求める。

健康増進課長：学校では年一回学校歯科検診を実施している。フッ化物洗口開始前後でう蝕の罹患率がどのように変化したか、具体的な方法について適格な方法が無いか調査、研究している。

Q：クラス内でのむし歯保有率は小さな学校で一人の児童がたくさんむし歯があり残りの9人がむし歯が無かった。このようなケースでむし歯のあった児童が転校したとすると、フッ素うがいの効果の算定でどのように考慮するか？

教育部長：フッ化物洗口の効果は昨年来、検証しなさいとの指摘を議員から受けている。フッ化物洗口事業については、一番効果のあると言われる4歳から14歳の長い期間の検証を行わねばならないと思う。未修学の子供たちが学校に入り、学校では毎年歯科検診等を行うので、個人毎の記録が残る。その場合、問診票に4歳から6歳の間、フッ化物洗口を行ったかという問い合わせをする欄を設けたりし、小学校6年次の学校の罹患率、そこにフッ化物洗口がどのように影響したかは、その事業を連続して受けてきたのかの有無で判断しなければならない。例えば中学1年生の全国平均、むし歯の無い子供が平成26年度で60.4%、それに対し霧島市の中学生1年生は51.4%、9%の開きがある。こういった観点から全国平均を超えるような努力をした。

検証とはむし歯の無い子が虫歯の無いままで小学校を終えた事の確認作業であるとの答弁である。 歯科検診記録、問診票の保管はきちり行われているか、要確認

Q：フッ化物洗口はむし歯予防が目的ですね？ むし歯の治療では無いですね？

教育部長：そのとおりである。むし歯予防である。

Q：むし歯の無い子がずっと、むし歯の無いままで大きくなって行けるようにと目指す事業か？

教育部長：そのとおりであって、永久歯が生え揃う、4 歳から 14 歳までの間に歯を丈夫に行けば、大人になっても噛むという事が長く続くので歯科医師会も最終的な効果として上げられている健康寿命の延伸、早死にの予防、生き生きした生活に繋がると思う。

Q：教職員への説明会は開催日の 2 週間前に学校長を通じて行っているとの答弁を受けた。これは確実に実施されているかの確認を行ったか？

保健体育課長：5 月 6 日に教職員説明会を実施した佐々木小学校は、4 月 13 日に教育委員会から校長に電話で通知している。それで校長は 4 月 18 日に学校職員に周知している。
5 月 9 日に教職員説明会を実施した中津川小学校は 3 月 16 日に 5 月 9 日に説明会を実施して欲しい旨の依頼を教育委員会に電話依頼をし、教育委員会からその日に実施する方向で調整すると回答した事を受け 3 月 22 日に学校職員に周知した。

Q：川原小学校での保護者への説明会の実施者は？

保健体育課長：学校で実施

市制定のフッ化物洗口事業実施要領第 4 条、2 項『市長及び教育長は、実施小中学校の長その他の職員に対し、事業の趣旨、事業計画及び実施について十分に説明し、理解と協力を求める』

Q：厚労省のガイドラインではそのような記載は無い。学校長が説明するという事でよいのか？

教育部長：川原小と高千穂小は 2 年目以降も取り組んでいる学校である。28 年 4 月 1 日から 2 年生以上の生徒、保護者については前年に説明をしている。新一年生については学校に説明を依頼している。PTA 総会の時に教頭が前年の説明に基づいて説明がなされた。

Q：学校の管理職が説明する事を認めるか？ 今後ともそのように進めるという事か？

教育部長：既にフッ化物洗口に取組始めた学校について、新一年生に対する説明問題が生ずる。先進市町の事例を引用し、フッ化物洗口の説明に当たっての手引き的なものを作り、各小学校に依頼したいと考える。不十分な場合には何時でも歯科医師会、薬剤師会、教育委員会等に連携をすると申し合わせしている。

Q：私は市に説明責任があると思う、学校長に説明を委ねるのはおかしいと思う。新一年生には説明した。2 年生から 6 年生には説明していないという理解で良いか？

教育部長：既に取組みだした学校については、2 年生以上の保護者、児童生徒については十分納得をされ、議員指摘のインフォームドコンセントに基づいて進めている。新一年生の問題については取り組む学校が増えれば、相当の説明日が必要。教育委員会、歯科医師会、薬剤師会等でチームを組んで実施しなければならない。このような事から先進市町に聞いた。その市町は新たな説明会の実施は学校にフッ化物洗口事業の手引きを配布し、説明の依頼をしている。市が説明責任を回避している事にはならないと理解する。

Q：という事は 2 年生から 6 年生には説明しなくても良い、これは厚労省が認めているのか？

教育部長：2 年生以上は説明を当初、全員で受けて実施をしている。それ以降の子供たちについては教育委員会、歯科医師会、薬剤師会が顔を揃えて説明に行く事は学校数が増えれば困難になる。対策については先進事例である市町に聞いて、フッ化物洗口事業の手引書を配布し、学校に丁寧な説明をお願いしている。学校から教育委員会、歯科医師会、薬剤師会への協力依頼があれば、すぐに説明に伺う。

Q：教職員は異動がある。フッ化物洗口を実施していない学校から異動された先生、転校生など説明を受けていない方々への対応は？

教育部長：説明役の先生方には教育委員会、歯科医師会、薬剤師会などのチームを作って丁寧な説明をし、それを元に子供たちには説明をしてもらおう考えである。異動してきた教師が全く知らないで手引きだけに基づいて説明してもらう事は考えていない。

議員指摘のとおり、学校の負担も大きい、丁寧な説明をしながら進めて行きたい。

Q：学校長に説明を委ねるのはおかしい。高千穂小学校での書類、説明会開催希望調査書が発行されている。承知しているか？ 教育委員会、学校長名で出された書類である。

教育部長：28 年度の実施予定校である 7 校について事前にフッ化物洗口事業に取り組む計画があるか、教職員説明会、保護者説明会も行わねばならないので、その概ねの日程等を知るための依頼である。

Q：高千穂小学校の調査書類は市のフッ化物洗口事業実施要領には記載が無い。なぜか？

教育部長：説明会前の実施希望調査である。フッ化物洗口マニュアルは実施する事になった場合、手引きに従って行う。事前の調査票について、その様式はマニュアルに記載していない。

Q：幼稚園に対する周知について、保健福祉部長答弁は『注意喚起を行う』であったが、幼稚園、保育園に対して通達を出すべきではないか？ フッ化物洗口を希望しない人に対し、その理由を聞いてはならないと。学校では明確にフッ化物洗口を希望しない理由の問いかけはしないとの答弁を受けている。

保健福祉部長：教育部長であったので、学校では議員発言のとおり対応している。当然、幼稚園保育園においても希望しないという意思をされた方にフッ化物洗口をするよう誘導をするとか、何故しないのか理由を質するような事はやるべきではないという認識を持つ。何らかの形で通知等を検討している。出来たら文書等で当該園のみならずフッ化物洗口を実施している園に対し注意をして行きたい。

ただ、市はフッ化物洗口は有効なむし歯予防の手段であるという認識は持っているので、やはり希望しない人だけを集めた説明会ではなく、全体の中でフッ化物洗口の有効性については今後も引き続き説明をしながら理解を求めて行きたい。

Q：是非、幼稚園、保育園への通達発行を要請する。

フッ化物洗口の効果については反対論が学会で発表されている事例が多くなっている。反対論に対する知識、薬害などに対する真摯な姿勢が必要と思う。反対論の収集も要請する。

フッ化物洗口事業主体は霧島市であって、当然説明責任も霧島市にある。
先進市町とはさつま町などを指すのであろうが、行政に説明責任を求めるのは当然である。
教育委員会、歯科医師会、薬剤師会が顔を揃えて説明に行く事は学校数が増えれば困難になるなどの言い訳は許されない。